

トピックス

地域社会への貢献活動CSRへの取り組み

地域社会の一員として、各イベントの開催や、地域の催事・ボランティア活動に参加する一方、各種協賛を通じ地域文化・社会への貢献を行っております。

城下町新発田まつり

「白天狗神輿」・「民踊流し」への参加



店頭ディスプレイ

PRコンクールにて
ディスプレイ賞をいただきました。



地域の特産品を
ご紹介して
おります

トキめき国体へ
ボランティア参加

商店街サマーフェスティバルへの参加



わたしたちは、地
域社会とのコミュ
ニケーションをは
かっております。



献血活動への参加



地域社会に役立
てるよう、お手伝い
します。



各地域の清掃活動への参加



業務の適正を確保するための体制の整備

以下に掲げた「内部統制システム構築の基本方針」を当金庫の内部管理体制の基本方針と位置づけ、継続的に内部統制システムの整備を進め、その実効性の確保に努めてまいります。

■ 内部統制システム構築の基本方針

1. 理事及び職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令等遵守の徹底を業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け、法令等遵守に係る当金庫の理念及び役職員の行動指針を「私たちの行動規範」として定め、これに則った業務運営を実現するための具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を制定する。更に法令等遵守態勢の整備のための実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定する。
- (2) 法令等遵守を確保する体制として、この金庫内の法令等遵守の問題を一元的に管理するコンプライアンス専任者を常駐するほか、法令等遵守に関する経営上重要な事項の協議又は評価を行う機関としてコンプライアンス委員会を設置する。また、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部店の上司を介さず、直接コンプライアンス専任者に報告・相談を行うことができるコンプライアンス相談窓口（ホットライン）を設置する。
- (3) 内部監査部門は、法令等遵守態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を理事会、常務会及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門及び統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。

それぞれの運営及び付議事項等を定めた「理事会規定（及び同付議基準）」及び「常務会規程（及び同付議基準）」を制定する。

- (2) この金庫内の指揮命令系統の明確化及び責任体制の確立を図るため、経営組織、職務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。
- (3) 理事会は、経営方針、経営計画、業務・態勢に係る基本方針等を定め、より具体的な対応は常務会、各種委員会及び担当理事等の判断に委ねる。

5. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- (1) 監事は、監査業務の実効性を確保するため、その職務を補助する職員の配置を求めることができる。
- (2) 監事がその職務を補助すべき職員の配置を求めた場合は、常務会において協議のうえ、当該業務等を十分検証できる能力を有する者を配置する。

6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項

- (1) 監事の職務を補助すべき職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令に従い、理事の指揮命令を受けないこととする。
- (2) 理事は、監事の職務を補助すべき職員の人事異動及び考課等の人事権に係る事項の決定については、予め監事に同意を求めることとする。

7. 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

- (1) 理事は次に定める事項について、事態認識後直ちに監事に報告することとする。ただし、監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としない。
 - ① 理事会で決議された事項
 - ② 常務会で決議された事項
 - ③ 当金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ④ 経営状況について重要な事項
 - ⑤ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ⑥ 重大な法令・定款違反
 - ⑦ 公益通報の状況及び内容
 - ⑧ その他コンプライアンス上重要な事項
- (2) 職員は前項③から⑧に関する重大な事実を発見した場合は監事に直接報告できるものとする。
- (3) 監事はいつでも理事及び職員に対して監査に必要な事項の報告を求めることができるものとする。

8. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監事は、監事会規程及び監事監査基準に基づく、代表理事との会合、理事会その他重要な会議への出席、及び内部監査部門・会計監査人等との連携を通じ、監査を実効的に行う。
- (2) 監事会は、独自に意思形成を行うため、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で公認会計士その他の外部専門家を活用する。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「理事会」とその委任を受けた審議・決定機関である「常務会」を一体化した意思決定・監督機関と位置付け、そ